

# 香川県営業時間短縮協力金（第3次）

## <要件>

**営業時間短縮要請の延長にあたり、「延長期間」を通して(※)**

**【令和3年5月12日(水)午前0時～5月31日(月)午後12時】**

- ・営業時間は、午前5時から**午後8時まで**とすること
- ・酒類提供は、**午後7時まで**とすること

にご協力いただいた飲食店

※定休日を除き、一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払いの要件を満たしませんのでご注意ください。

※深夜営業をされている店舗について、5月12日(水)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払いの要件を満たしません。

※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

## ●支払い額

### 〔中小企業〕

前年度又は前々年度の1日当たりの**売上高**に応じて  
2万5千円～7万5千円／日

- ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合  
→ 一律2万5千円／日を支払い
- ・1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合  
→ 1日当たりの売上高×0.3（上限7万5千円／日）

### 〔大企業〕※中小企業においてもこの方式を選択可

前年度又は前々年度からの1日当たりの**売上高の減少額**の4割

- ・上限20万円／日 又は 前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額

### 〔第3次協力金限定〕

上記に加え、**支払い額の1割**を県独自に支援

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。